

「男女共同参画」の視点から考える  
表現ガイドライン



総務部 人権・男女共同参画課 男女共同参画担当係  
内線 6551・6552 直通 03-5984-4518



令和3年(2021年)4月  
練馬区総務部 人権・男女共同参画課



## 目次

1	ガイドライン策定にあたって	1
1	ガイドラインのねらい	1
2	ガイドラインの対象	1
2	考えてみようその表現	2
1	男女いずれかに偏った表現になっていませんか？	2
1-1	女性にも男性にも伝わりますか？	
1-2	男女が登場していますか？	
2	性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？	3・4
2-1	職業や役割を、性別で決めつけた表現になっていませんか？	
2-2	いろいろな個性を表現しましょう	
3	男女を対等な表現で描いていますか？	5
3-1	男性がいつもリーダーなのでしょうか？	
3-2	被害者はいつも女性なのでしょうか？	
4	男女で異なった表現を使っていませんか？	6
4-1	「女性」をつける必要はありますか？	
4-2	性に特有な表現は必要でしょうか？	
4-3	男女の呼称の区別は必要でしょうか？	
5	女性を、目をひくための道具(アイキャッチャー)にいませんか？	7
5-1	女性を飾り物として使っていませんか？	
3	見直すべき言葉	8
4	表現チェックシート	9

区では、平成13年に初めて「練馬区男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んできました。

平成30年に実施した「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」において、区民の家庭における男女の役割分担は「男女とも仕事をし、家事等は主に女性が分担」である家庭が23.6%で最も多く、子育てについては「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」と思う区民が50.6%と、性別による役割についての固定観念が依然としてあるとの調査結果となりました。

この調査結果を踏まえ、「第5次練馬区男女共同参画計画」(令和2年3月策定)では、男女の固定観念の解消に向けた施策の更なる展開に向け、多様な性・多様な生き方を認める意識の形成と啓発事業の強化を重点取組に位置づけ、区職員の意識改革に向けた取組を推進することとしています。

そこで、区職員が情報を発信するに際して、男女共同参画の視点からどのような表現が問題となるのか、より適切に表現するためにはどうしたら良いかを考える手がかりを提供することを目的として、このガイドラインを策定しました。

### 1 ガイドラインのねらい

私たち区職員は、日々の仕事を行う中で、さまざまな形で区民へ情報を発信しています。その際、無意識のうちに性別による役割についての固定観念を前提とした表現や行動をしてしまうことがあります。それは区のメッセージとして区民に伝わり、当たり前のこととして受け止められてしまう可能性があります。このため情報を発信する際には、受け手に与える影響について、職員一人ひとりが責任と自覚を持って進めていかななくてはなりません。

このガイドラインは、男女共同参画の視点に立った表現の課題を、事例を紹介しながらわかりやすく取りまとめ、「見直すべき言葉」や「チェックシート」なども掲載しています。

また、区民や事業者の皆様にも参考としていただくことを想定して策定しています。

### 2 ガイドラインの対象

ガイドラインの対象は、区が発信する広報誌、ポスター、パンフレット、刊行物、テレビ、ウェブサイトなどにおける文章、イラスト、写真、映像、音声などすべての情報です。

# 2 考えてみようその表現



## 1 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？

### 1-1 女性にも男性にも伝わりますか？

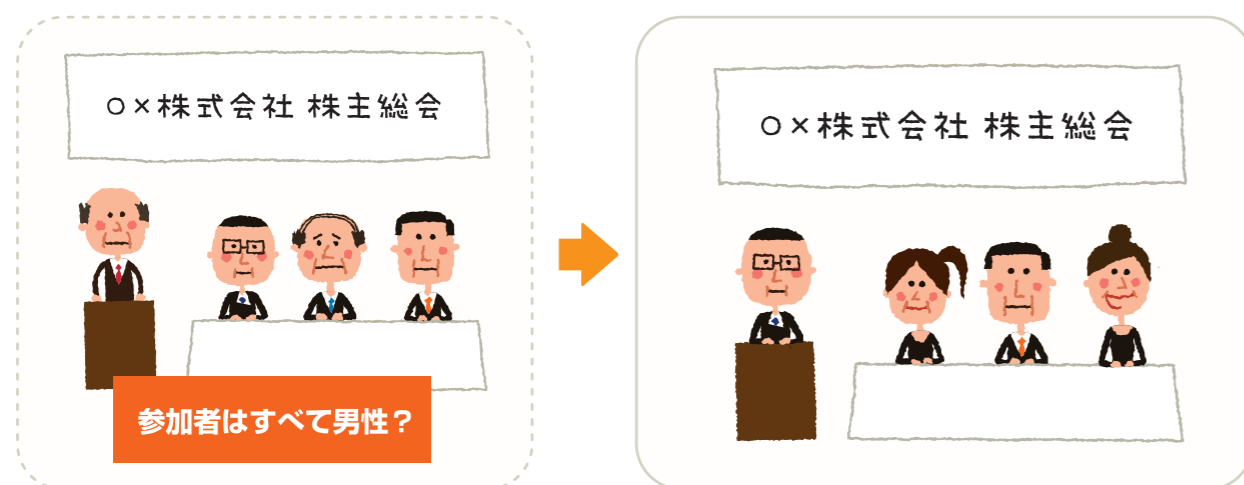
内容が男女双方に関するにも関わらず、いずれかの性別に偏った表現になっていませんか？どちらかが想定されていないかのような表現を使うと、伝えるべき対象に正しく伝わりません。

情報の受け手には、男性も女性もいることを念頭に置いて表現しましょう。



### 1-2 男女が登場していますか？

内容が男女双方に関わる場合、登場する男女のバランスにも配慮し、いずれかに偏らないよう心がけましょう。



## 2 性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？

### 2-1 職業や役割を、性別で決めつけた表現になっていませんか？

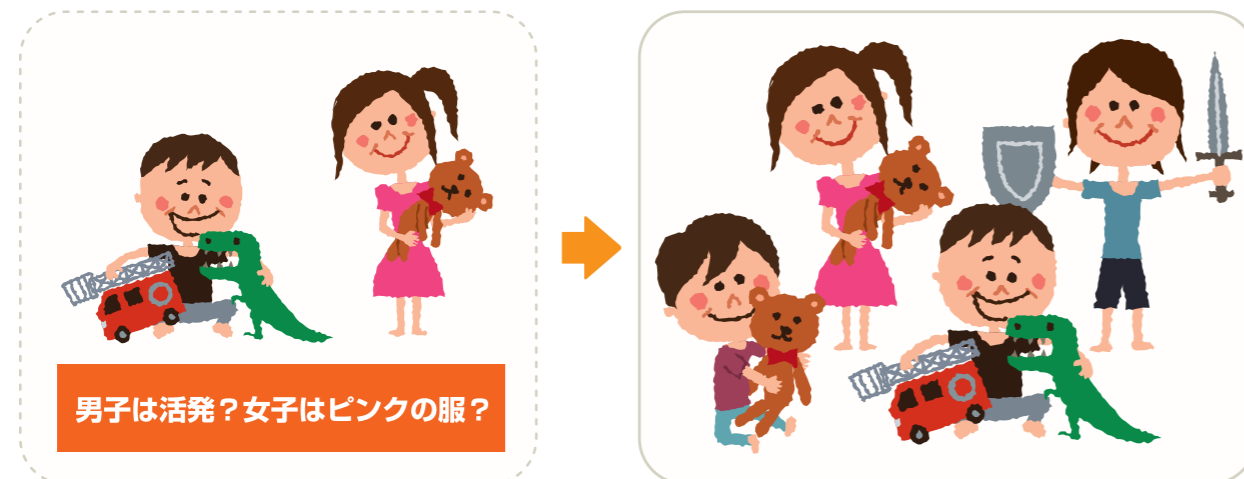
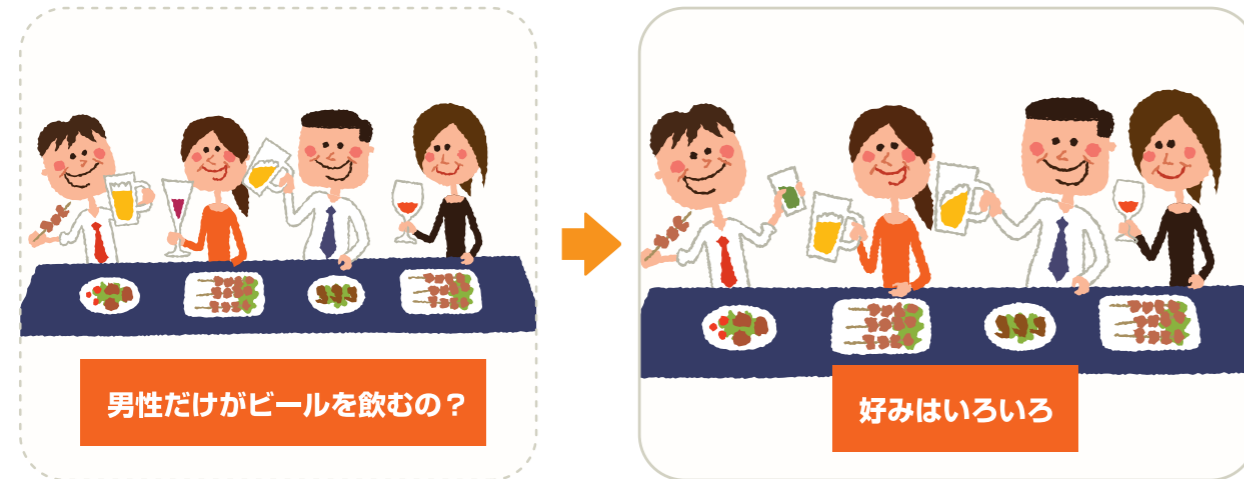
「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を無意識に決めつけてはいないでしょうか。男女が仕事や家事・育児で協力したり、さまざまな職業に就いている現実を反映させる表現を心がけましょう。





## 2-2 いろいろな個性を表現しましょう

好みや行動は人それぞれです。性別によるイメージだけで表現せずに、多様な現実を反映させ、男女それぞれ幅広いイメージで表現しましょう。



## 3 男女を対等な表現で描いていますか？

### 3-1 男性がいつもリーダーなのではないでしょうか？

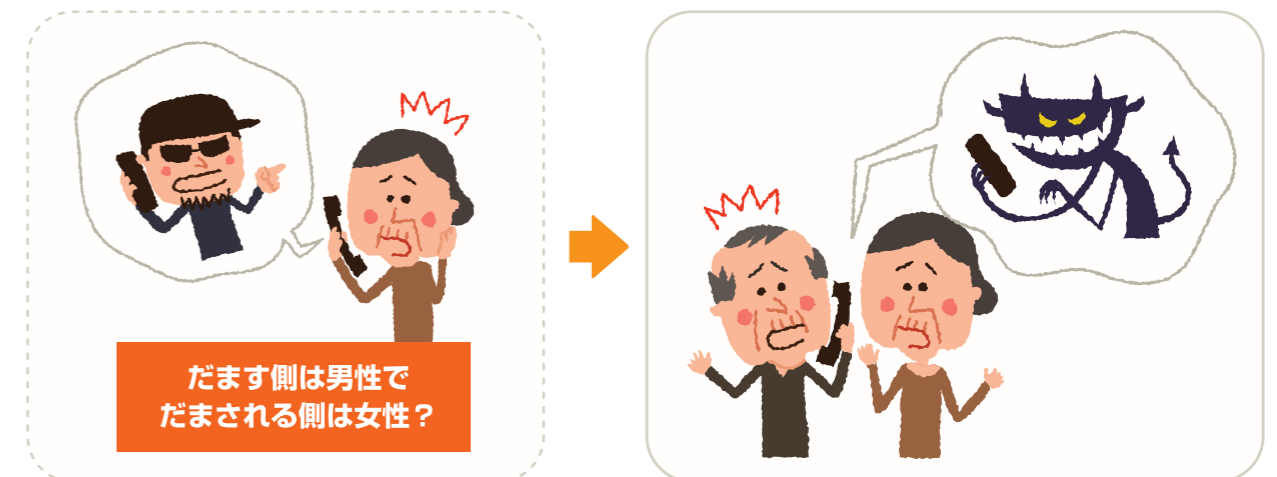
常に、男性を中心的な存在・指導的な立場・守る側として、女性を周辺の存在・従属的な立場・守られる側として描いていませんか？

男女は対等で、地位や立場も多様であることを示す表現を心がけましょう。



### 3-2 被害者はいつも女性なのではないでしょうか？

常に強者を男性、弱者を女性として描いたり、常に加害者を男性、被害者を女性として表したりするのはなく、性別と結びつけない様々な表現を心がけましょう。

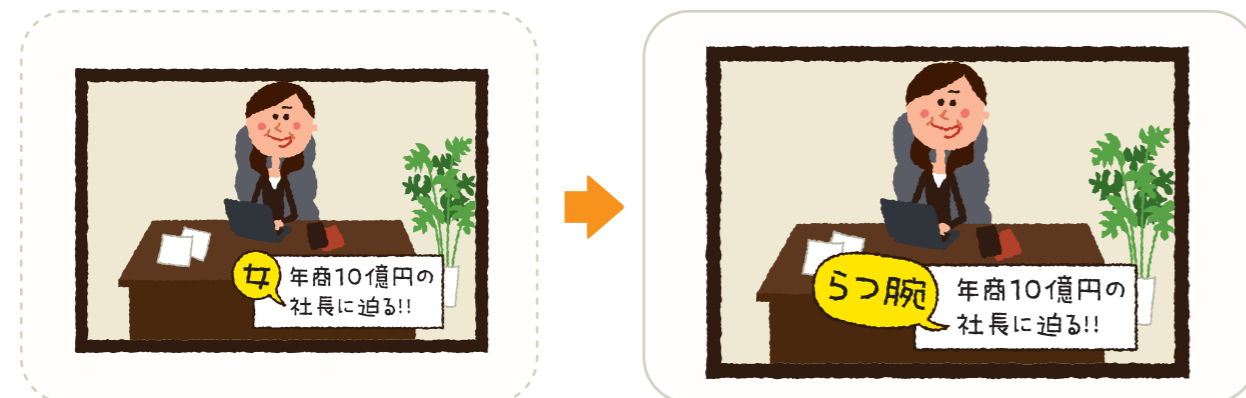




## 4 男女で異なった表現を使っていますか？

### 4-1 「女性」をつける必要はありますか？

職業や役職に触れるとき、女性の場合だけ性別をつけるのは、女性を例外的に扱うものと思われ、平等な扱いとは受け取られないことがあります。私たちがこれまで何気なく使用してきた名称にも、女性や婦人などをつけたものがあります。性別への言及が真に必要なのかを考えましょう。



女性を例外的、特殊だという印象を与えてしまいます。一方、社会的状況を考えた上であえて使用することもあるかもしれません。女性であることを示す意図について熟慮しましょう。

### 4-2 性に特有な表現は必要でしょうか？

男性または女性だけに使われる表現には十分注意し、男女いずれに対しても使える他の言葉を探したり、別の言い方に変えたりするなどの工夫をしましょう。

例) 男らしい決断→適切な判断 女らしい細やかさ→細やかな配慮 など

### 4-3 男女の呼称の区別は必要でしょうか？

男女の呼称・敬称を区別する場合には、その必要性を考えましょう。

- ・男性を姓で「□木さん」と示し、女性を名前で「○子さん」と示す。
- ・男性(男子)を「○○くん」、女性(女子)を「△△さん」と示す。

## 5 (アイキャッチャー) 女性を、目をひくための道具にしていますか？

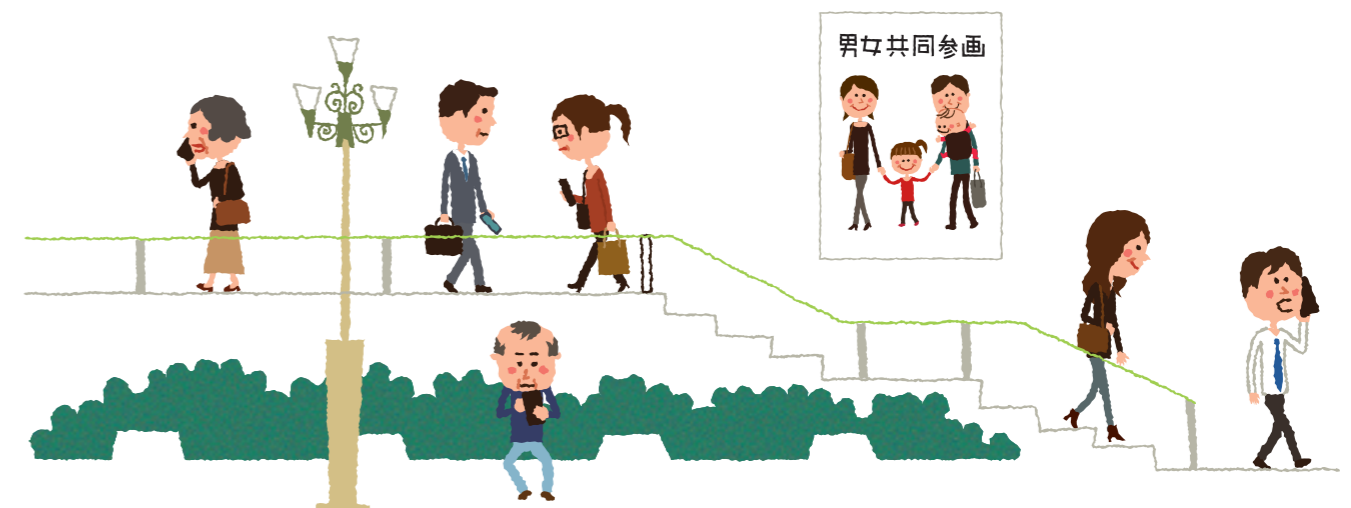
### 5-1 女性を飾り物として使っていますか？

単に目を引くためや親しみを持たせるために、内容とは関係なく女性の姿態、体の一部や笑顔などを使用することは、表面的で興味本位に女性をイメージづけ、女性を「モノ」として扱うことにつながりかねない危険があります。

また、性的側面を強調するような表現は、女性を性的対象として扱うことと解釈され、公的広報の表現には適しません。



「誰に、何を伝えたいのか」を意識し、伝えたい内容がより効果的に伝わる表現を考えましょう。



# 3 見直すべき言葉



## 【見直すべき言葉】

## 【ふさわしい表現】

OL、キャリアウーマン、サラリーマン、ビジネスマン	会社員、勤め人、勤労者、労働者、ビジネスパーソン
カメラマン、キーマン	写真家・フォトグラファー、キーパーソン
スチュワーデス	客室乗務員・キャビンアテンダント
女性社員、女性記者、女社長、女医、女流作家、女子アナ、婦人警官	社員、記者、社長、医師、作家、アナウンサー、警察官
〇〇くん、〇〇ちゃん	原則として「さん」で統一する。ただし、就学前の子どもについては、「ちゃん」で統一することも差し支えありません。
ぼくたちの	わたしたちの
OB、父兄	出身者・卒業生、保護者
お母さんの子育て	あなたの子育て
お母さんが気を付けてください	親(保護者)が気を付けてください
母の愛が一番	親の愛が一番
お父さんも手伝って	両親が協力して
男らしい決断、女らしい細やかさ	適切な判断、細やかな配慮
女(男)のくせに、女だてらに、男勝り、男顔負け、女々しい	使用しない(男性を優先させる表現であり、差別・偏見を生む表現です。)
内助の功、女房役	良きパートナーとして
ご主人、亭主、旦那、奥さん、奥方、家内	相手の名前を使用します。〇〇さん(様) 妻・夫・配偶者・連れ合い・パートナー など
レズ・ホモ・オカマ・オナベ・オネエ・ノーマル・アブノーマル	使用しない(性自認や性的指向が人それぞれであることを尊重し、人権侵害に当たる差別的な表現は使用すべきではありません。)
合格者〇〇人(うち女性〇〇人)	合格者〇〇人(積極的な男女格差改善のためなど合理的な理由なく、常に女性のみを内数で表記する表現はすべきではありません)

### <保育士、看護師>

・平成11年4月、男女雇用機会均等法の大規模な改正に伴い児童福祉法施行令が改正され、「保母」や「保父」は性別によらない「保育士」に改称されました。  
 また、平成14年3月から、保健婦助産婦看護婦法が保健師助産師看護師法に改正されたことに伴い、看護婦などの「婦」は「師」に変わりました。

# 4 表現チェックシート



## 【チェック項目】

チェック欄

1 P2	・登場人物が、男女どちらかに偏っていませんか?	
2 P3~4	・職業、スポーツ、学術、遊び等で、男女が固定化されていませんか? 【例】サッカーは男子、ママごとは女子 など	
	・男性、女性で役割を決めていませんか? 【例】料理は女性、仕事は男性 など	
3 P5	・性別による固定的なイメージではなく、多様なタイプで男女を表現していますか? 【例】服の色やデザイン、持ち物の色や好み、興味・関心など	
	・男女を対等なイメージで描いていますか? 【例】男性が中心・リーダーで女性が補佐、男女で主従・上下関係がないか、「男・女のくせに」という表現はないか など	
4 P6	・女性であることを強調する表現など、男女の扱いが異なる表現をしていませんか? 【例】女子アナ、女医 など	
5 P7	・内容に関係なく、人目を引くために女性を起用していませんか? 【例】水着姿の女性 など	
	・伝えたい内容が、だれが見ても分かりやすく、違和感・疎外感のない表現になっていますか?	